

2009年 4月 1日 施行
 2010年 10月 12日 一部改定
 2011年 6月 14日 一部改定
 2012年 2月 14日 一部改定
 2017年 2月 14日 一部改定

キャンパスルールを守らない学生への対応に関する内規

1.目的

この内規は、「喫煙」や「迷惑駐車」などのキャンパスルールを守らない学生に対し注意・指導を行うにあたり、その基準を定め、ルール違反を予防することを目的とする。

2.注意、指導及び処分の対象となる事項

項目	注意、指導、処分の対象となる事項
喫煙	喫煙の事実が認められた場合
通学	①近隣施設・店舗への無断駐車 ②自動車:第一・第二 駐車場以外への駐車、バイク・自転車:専用駐輪場以外への駐輪 ③自動車・バイク・自転車の無届通学 ④車両の改造及び整備不良による騒音 ⑤駐車カードの貸借・譲渡等による不正使用 ⑥スクールバスの不正乗車
図書館利用	書籍等図書館資料の無断持ち出し
破損・汚損	警察に届け出ない程度の施設・備品・図書館資料等の破損・汚損

※飲酒運転に関わる問題は、犯罪行為として学生懲戒処分規程の適用対象となる。

3.注意・指導・嚴重注意・警告および学生懲戒処分適用の手順

回数	内容
1回目 注意・指導	①注意・指導の対象となる学生(以下、「学生」という)が所属する学部の学生委員長(以下、「学生委員長」という)は、注意・指導を行う。 ②学生委員長は、学生に学生部長宛の反省文を書かせ、提出させる。 ③学生委員長は、必要に応じ学生が所属する学部・学科の学部長及び学科長(以下、「学部長」「学科長」という)に報告する。 ④学生委員長は、必要に応じ学生の保証人へ連絡し改善を依頼する。 ⑤損害賠償 (聖隷学園施設、設備及び備品貸出規則第8条により、損害の賠償を請求する。)
2回目 嚴重注意・警告	①学生部長は、学生に面談をして嚴重注意および警告を行う。 ②学生部長は、学生とその保証人に対し、文書により3回目の違反は学生懲戒処分規程による処分対象となる旨を警告する。 ③学生部長は、学部長及び学科長に①及び②について報告する。 ④学部長または学科長は、教授会の議を経て学生に対する教育的指導を科すことがある。その場合、指導内容は学部長または学科長が学生に伝え、指導は学生委員長が学生サービスセンター等と連携をとって実施する。 ⑤損害賠償 (聖隷学園施設、設備及び備品貸出規則第8条により、損害の賠償を請求する。)
3回目 処分	①学生部長は、3回目の違反であることを確認し、学長と学部長に報告する。 以下学生懲戒処分規程に基づき、手続きを進める。 ②損害賠償 (聖隷学園施設、設備及び備品貸出規則第8条により、損害の賠償を請求する。)

注1:20才未満の学生の喫煙及び飲酒に関しては、1回目は、通常2回目の嚴重注意・警告、2回目は、通常3回目の学生懲戒処分の対象とする。

注2:図書館利用に関しては、「3.注意・指導・嚴重注意・警告および学生懲戒処分適用の手順」のうち1回目及び2回目の内容にある「学生部長」は「図書館長」に、「学生委員長」は各学部の「図書館運営会議委員」に読み替える。

注3:本内規の定めに関わらず2011年度以前の入学生が大学禁煙区域外で喫煙した場合の「注意・指導・嚴重注意・警告」の適用は柔軟に行う。

注4:回数は、2.の各項目における回数とする。

4.この内規の改廃は、大学部長会が行う。